確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

【対象となるサービス】

①医療費控除の対象となる居宅サ 防サー ビス【医療系サービス】(介護予 ビスを含む)

○訪問看護

○居宅療養管理指導 ○訪問リハビリテーション

○通所リハビリテーション

○短期入所療養介護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看 用する場合に限る) 護(一体型事業所で訪問看護を利

○複合型サービス(医療系サービス

介護保険サービスを利用している方へ

の部分を除く]) 限る〔生活援助中心型の訪問介護 を含む組合せで提供される場合に

ビス(介護予防サービスを含む) 合のみ医療費控除の対象となるサ ①のサービスと併せて利用する場

訪問介護(生活援助中心型を除く) 夜間対応型訪問介護

○通所介護 訪問入浴介護

短期入所生活介護

○地域密着型通所介護

○認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看 に限る) 護(一体型事業所で訪問看護を利 しない場合および連携型事業所

○複合型サービス(医療系サービス 介護の部分を除く〕) 合に限る〔生活援助中心型の訪問 を含まない組合せで提供される場

○介護予防 援助中心型のサー 日常生活支援総合事業 通所型サービス(生活 ビスを除く)

> ※いずれも居宅(介護予防)サ スに限ります ス計画に基づいて利用したサー Í Ľ Ė

介護保険施設に入所して い る 方

①指定介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)・ 人福祉施設 地域密着型介護老

費に係る自己負担額の合計額の2 負担額(1~3割)と食費・居住 …「施設介護サービスに対する自己

問合せ

②介護老人保健施設・介護療養型医 分の1」が控除の対象 療施設・介護医療院

「施設介護サ ビスに対する自

> の対象 居住費に係る自己負担額」が控除 己負担額 (1~3割) Ł′ 食費

※介護福祉士などによる喀痰吸引な どの対価も対象となります。

※介護保険サービス事業者は、 なっています。 載した領収書を交付することに 者に対して医療費控除対象額を記 申告方法・手続きについて 利用

険係例14 3185 (代表)/ について…高齢福祉介護課介護保 …青梅税務署☎0428-介護保険制度 2

介護保険料は社会保険料控除の対象です

会保険料控除として申告することが 健康保険や年金の保険料と同様に社 介護保険料は、確定申告の際に、

収されている方は、その年金を受<2000%介護保険料が公的年金から特別徴 できます。 給している方のみ申告することが

問合せ 申告方法・手続きについて

> について…高齢福祉介護課介護保3185 (代表) /介護保険制度 …青梅税務署☎0428-22

険係_例 144

申請する方へ介護保険負担限度額認定証を

民税(市民税・都民税)非課税世帯イ割貨隊負担限度額認定証は、住

方は、必ず確定申告または住民税の方が対象です。認定証を申請す 申告をしてください。 認定証を申請する \mathcal{O}

問 例 合 144 せ 高齢福祉介護課介護保険係

おむつにかかる医療費控除について

おむつ代は、 書 確定申告の際に「おむつ代の領収書」 と医師が発行した「おむつ使用証明 寝たきり状態や治療上必要な方の を添付してくださ 医療費控除の対象です。

①おむつ代にかかる費用の医療費控 が主治医意見書の内容を確認した書 「おむつ使用証明書」の代わりに「市 類」を添付することができます。 次の ①②の両方にあてはまる方は

除を受けることが2年目以降の方

※ ②要介護認定の際の「主治医意見書」 「市が主治医意見書の内容を確認可能性のあることが確認できる方 により、 した書類」は高齢福祉介護課介護 寝たきり状態で尿失禁の

認定係で発行します 必要書類 介護保険被保険者証 も の 来庁する方の身分を証明できる

問合せ (A) 145 高齢福祉介護課介護認定係

要支援・要介護の方および、その方を介護している方へ

確定申告手続きに利用できる認定書を発行します

障害者控除対象者認定書

帳などの交付を受けていない65歳以 などに、障害者控除対象者認定書を 上の方のうち、要介護認定された方 しています

控除を受けることができます 者が、障害者控除または特別障害者 付することで、本人またはその扶養 税の確定申告の際、この認定書を添 住民税(市民税・都民税)や所得

認定基準

- 要介護状態にあり、 日常生活自立
- ⅡまたはⅢの方
- ◆特別障害者控除 要介護状態にあり、 日常生活自立

◆青梅年金事務所☎0428

З

(祝日を除く)

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、

祝日を除く午前8時3分~午後5時です。

費用の記載がない場合は無料。

詳しくは、

市公式サイトをご覧いただくか、

問い合わせてください。

ください。

なお、

10月以降に昨年初めて納付

要な方は、 なります。

下記の問合せ先に連絡して 紛失などにより再発行が必 や年末調整の社会保険料控除の対象と

※月~金曜日…午前8時30分~

午後7

Ⅳ以上の方

 $\begin{array}{c} 0 \\ 0 \\ 3 \\ -0 \\ 0 \\ 4 \end{array}$

時、第2土曜日…午前9時~午後4時

国民年金保険料は、全額が確定申告

明書」が送付されました。

年金保険料を9月までに納付した方へ、

11月上旬に、日本年金機構から国民

た方へは、

2月上旬に控除証明書が送

付されます。

社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書の再発行

「社会保険料(国民年金保険料)控除証

問合せ

◆ねんきん加入者ダイヤル☎057

O

市内に住所があり、 身体障害者手

◆障害者控除

- 度がランクAの方
- 認知症であり、 日常生活自立度が
- 認知症であり、 度がランクB以上の方 日常生活自立度が
- 【日常生活自立度の区分 寝たきり状態である方 (要介護認

定時の状態)】

ランクA…屋内での生活はおおむ

外出できない。 介助なしには

- ランクB以上…屋内での生活に何 らかの介助を要し、日中もベッド 上での生活が主体である。
- 通に、 Ⅱ・Ⅲ…日常生活に必要な意思疎 困難さが多少みられる。
- Ⅳ以上…日常生活に必要な意思疎 通に、困難さが頻繁にみられる。

申請できる方

※介護度・日常生活自立度など、 えることはできません。 本人とその家族(扶養している方) 人情報に関する問合せに電話で答 個

申請方法

鑑と対象となる方の介護保険証を持市役所1階高齢福祉介護課に、印 参してください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

